



横浜市地域子育て 応援マンション



横浜市では、住宅の広さや遮音性、バリアフリー等の住宅性能を満たし、保育所などの地域向け子育て支援施設を併設したマンションを、「横浜市地域子育て応援マンション」として認定しています。



認定マンションの種類

目 住まい&子育て支援施設 認定マンション

子育てにやさしい住まいとして住宅の性能基準を満たし、保育所などの地域向け子育て支援施設を併設したマンション



認定
マーク

目 子育て支援施設 認定マンション

保育所などの地域向け子育て支援施設を併設したマンション



認定
マーク

認定マンションの特長

目 子育てにやさしい住まい

子育てファミリーへのアンケート結果を取り入れた横浜市の認定基準で、子育てにやさしい住まいをチェック

- **住戸面積**
子育てに必要な一定の広さを確保した居住空間
- **バリアフリー** ※「住まい&子育て支援施設」認定マンションの場合のみ
敷地、共用部、住戸内の段差をなくし、ベビーカーなどでの移動にやさしい設計
- **遮音性** ※「住まい&子育て支援施設」認定マンションの場合のみ
床の厚みがあり、足音など下の階に伝わる音に配慮した設計
- **推奨項目**
この他、安全や防犯、住みやすさなどについて推奨項目としています。
どの項目を満たしているか、横浜市のホームページから物件ごとの比較ができます。

目 地域向けの子育て支援施設を併設

子育て支援施設を併設して、地域の皆様の子育てをサポート

- **認可保育所、横浜保育室、横浜市家庭的保育事業、放課後児童クラブ**
保護者の委託を受けて、保育や児童の育成を実施する施設
(※ご注意: マンション居住者の方が優先的に入所できることを保証するものではありません。)
- **地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場**
未就学の子どもと保護者に、親子の居場所の提供や子育てに関する相談・情報提供などを行う施設
- **医療施設(小児科等)**



ホームページ

横浜市子育て応援マンション 検索

<http://www.city.yokohama.jp/me/machi/housing/keikaku/kosodate/>

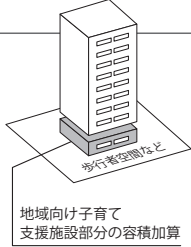
認定の申請にあたって

認定対象

分譲・賃貸、新築・既存を問わず、広く認定の対象としています。

認定を受けると

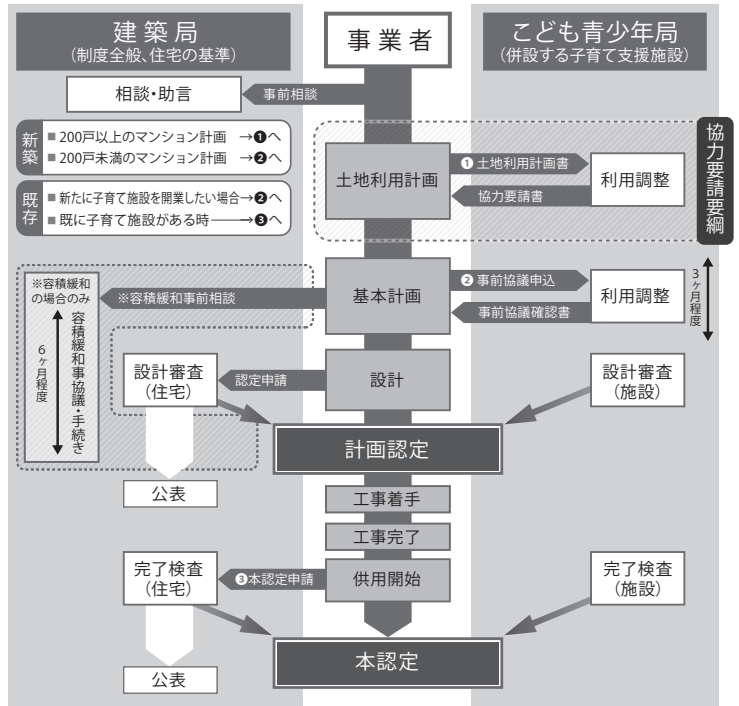
- 横浜市ホームページによる紹介や認定マークの活用により、マンション販売や賃貸する際に子育て世帯向け物件としてPRできます。
- 公開空地の整備など一定の条件を満たす計画については、市街地環境設計制度を活用し、保育所等の子育て支援施設部分の容積加算などを受けることができます。
- 住宅購入者は一部の金融機関において、住宅ローンの金利優遇を受けることができます。



上記に加え、200戸以上の大規模マンションを開発する場合には

- 保育施設の立地ニーズに関する必要性の判断を受けたり、保育の運営事業者を選定する際に市の支援（HPによる物件紹介）を受けることができます。
- 待機児童重点地域の場合、50戸以上200戸未満のマンションも対象となります。詳細は下記HPをご確認下さい。

横浜市大規模共同住宅の建築等に際する保育施設等の設置の協力要請に関する要綱【※協力要請要綱】
 (横浜市子ども青少年局 ホームページ
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/incubator/kyouryokuyousei.html>)



認定の条件

- 住宅の必須項目(住戸面積、バリアフリー化、遮音性)を満たし、子育て支援施設を併設している(新築住宅対象)
- 住宅の必須項目の内、住戸面積を満たし、子育て支援施設を併設しているマンション(既存住宅対象)

「住まい＆子育て支援施設」認定マンション

「子育て支援施設」認定マンション

<住宅の基準>

必須項目	
住戸面積	55㎡以上の住戸が全体の4分の3以上
バリアフリー化	敷地・共用部の廊下・各住戸内の段差なし、エレベーターの設置 ※「子育て支援施設」認定マンションを除く
遮音性	床スラブ厚200mm以上 ※「子育て支援施設」認定マンションを除く
推奨項目	
建物の構造躯体等	上下階の遮音に特に配慮されていること 集会所やキッズルームなどの共用施設があること
建物の配置計画等	敷地内に子どもが遊べる広場があること 敷地内が緑化されていること 周りの道路が安全に歩行できること
プランや設備面の配慮	建具が指をはさみにくい仕様になっていること バルコニーにシンクが設置されていること 玄関の土間が広く、ベンチが設置できたり、ベビーカーを置くスペースがあること 子どもの成長に合わせて、間仕切りできるなどプランニングの工夫ができること 押入れ、物置、その他収納のための空間が多いこと
防犯への配慮	窓に防犯対策が施されていること 第三者が容易に共用部に進入できないこと 監視の目が行き届くこと

※立地、敷地の規模などにも一定の要件があります。

<併設の子育て支援施設>

施設の種類	施設概要
認可保育所	児童福祉法(国基準)に基づく保育施設(いわゆる「保育園」)
横浜保育室	市の基準による認定を受け、主として3歳未満児を対象とする保育施設
家庭的保育事業	0～2歳児を対象とした、定員3～5人の家庭的雰囲気での保育を行うための事業
小規模保育事業	0～2歳児を対象とした、定員6～19人の手厚く保育を行うための事業
放課後児童健全育成事業	小学生の留守家庭児童(原則)を対象に、安全で豊かな放課後を過ごすための場
地域子育て支援拠点	親子が遊び、交流するスペースや子育ての相談・情報などを提供する、子育て支援の核となる施設(各区に1箇所、概ね300㎡以上)
親子のつどいの広場	親子が遊び、交流するスペースや子育ての相談・情報などを提供する場(40㎡以上)
医療施設	小児科等

お問い合わせ

■ 制度全般、住宅の基準
 建築局住宅政策課 TEL045-671-4121

■ 建物の容積率の許可
 建築局市街地建築課 TEL 045-671-4525

■ 認可保育所、横浜保育室、家庭的保育事業、小規模保育事業
 子ども青少年局子ども施設整備課 TEL 045-671-4146

■ 地域子育て支援拠点、親子のつどいの広場
 子ども青少年局子育て支援課 TEL 045-671-4157

■ 放課後児童健全育成事業
 子ども青少年局放課後児童育成課 TEL 045-671-4068

■ 医療施設(小児科等)
 健康福祉局医療安全課 TEL 045-671-3656